

一橋大八

留守宅送金の一部前拂に関する件第一復員官署一般へ通牒

昭和三十一年四月二十五日

第一復員省文書課長 美山 豊藏

留守宅渡送金を左記の要領により一部前拂ひすることに定められた。

左記

- 一 各地方直話部及び運輸部残務整理部は臨時家族手當を留守宅送金してゐる營外者の留守宅に対して一律に五百圓臨時家族手當を留守宅送金してゐる營内者の留守宅に対して一律に三百圓を速かに送金すること。
- 二 右の送金手續は遅くも五月二十日迄に終ること。

(註) 此の一部前拂ひは三月分臨時手當を三十年度豫算から支出する目的であるから閉口は持た必ず守らぬ。

右の送金額は四、五、六月分の俸給臨時物價手當及び臨時家族手當並びに三、四、五、六月分の臨時手當の一部拂である。この送金手續を終る以前に本人が外地から帰還復員したことがあつた留守宅には此の前拂ひ送金は実施しないが四月一日以後外地から帰還復員した者

4,300  
 名帳-313

陸軍省  
 21.4.30  
 軍事課

名帳-313

0777

は近く公布豫定の新规定に基づいて三月分の臨時手當及び四月分の諸給與を追給すること  
 と出来る。

(註) 外地に在る者の臨時物價手當と臨時手當は内地の分とは別に近く定めらる。

四 右の送金額は全額自由拂ひとして送り其の支出科目は「在外部隊諸費(自俸給節)又は備給  
 費」とすること。

五 右の營外者留守宅への送金の合計額の中一割一分を營内者留守宅への送金の合計額の  
 一割三分を支々三月分の臨時手當とみなして昭和二十年度豫算から支出し、その他の額  
 を昭和二十一年度豫算から支出する様に整理すること。

六 留守宅送金支給廳は本要領によつて送金した金額を次の様式によつて五月末日迄に第  
 一復興省経理局へ通報すること。

	營外者留守宅送金合計額	營内者留守宅送金合計額
二十年度豫算		
二十一年度豫算		

七 近く公布を豫定せられてゐる新规定に基づく正規の送金額と本要領による送金額との  
 差額は留守宅で六月中には受け取れぬ様に送金すること。

この場合千圓迄は自由拂千圓を超過する額は封鎖拂とすること。

整理課

一復第九六三號

第一復官署(般甲)

留守宅渡金出張支拂に要する旅費の支出科目に關する件通牒

昭和廿三年五月廿壹日

第一復員省文書課長 美山 要藏

留守宅渡金の支給要領は今般一復第九〇七號別冊留守宅渡實施要領第十條により要すれば従来、旅替送金に代へ職負を各地に出張せしめて直接留守宅家族に支給する事が出来る様におつるが此の場合の出張に要する旅費は在外部隊諸費(目)留守宅渡金(節)支弁とする事に長められたるが依り通牒する。

旅替送金に要する経費所要額と旅費所要額とを比較し経費節減に付すも充分考慮すると共に留守宅給與の迅速正確を期する為又は受給者復員の状況等確認する趣旨で直接支給方法を併用する等情況に合は様研究せらる度い。

0779

追て本支拂法により留守宅渡を實施する場合に経理局長宛  
 左記様式により通報せられ度い

留守宅渡金出張支拂状況調査書 官署名

計	留守宅渡金		月分	日分	区分 出張支 拂先 振込 金 送金 手形	金額	備考
	金	金					

(注意)  
 摘要欄には交付し得た件数及文の処置、重複文給其他過誤辨の  
 発見等一般に参考となる様心事項を摘要すること



寫  
理  
課

總主第二九一號

復員諸費取扱に關する報告提出の件

昭和二十一年五月二十四日

第一復員省經理局長

首題の件に關しては貴寮下分任官の分を併せ特に時機を失せぬ様確實に實施せられたい

左記

一 支拂濟款を報告せられたい  
復員諸費の取扱要領に付ては本年三月六日一復第五〇八號を以て通牒してある通り支出官を一人とし臨時軍事費と同様前渡資金に依り處理することと爲してあるも、之は一般會計所屬經費取扱の異例であり越か認められた根本は會計規則第六十六條の毎月支出官の提出

すべき支出濟額報告に替ふべきもの即ち復員諸費に在りては前渡資金負負の支拂濟額調書を提出し財務當局に送付することを前提として、財務當局の資金需給計畫に充つてとしてある爲一復五〇八號第二十二條にも各官署は毎月末其の月に於ける支拂濟額を報告することにしてあるが、此の報告は現在迄未提出のもの多く事務上支障があるから如上の経緯を諒承の上是非速報報告を願ひたい  
右に依り差向提出して貰ふものは  
(1) 昭和二十年度分一般會計の經費で三、四月及五月に支拂つた臨時手當の分を合した支拂濟額  
(2) 昭和二十一年度分一般會計の經費で四月中の支拂濟額  
(3) 將來毎月末日迄に於ける當該月の支拂濟額である  
二 前渡資金保有額を通報せられたい  
資金需給の調節は豫算の平常化に伴ひ愈々困難となつて來てゐるか、各官署の資金前渡官吏手持資金の状況を常に明瞭ならしめたい限り、局地的に其の業務遂行上著しき迷惑を及ぼす虞がある

0781

就ては爾等毎月十五日現在及毎月末日現在の前渡資金保有額につき何れも其の當該日五日以内に「総額何圓中在外部除諸費何圓」として宛報報告願ひたい

一附和二十年度分前渡資金は五月中に返納されたい

連年の整理状態は既に四月末日を以て完結すべき處、臨時手當の廻及支給に依り五月末日迄整理期間が延長されたことは既に通知してあるか、之が爲同會計の前渡資金が今尙手持されてゐるは臨時手當充當の前渡資金残額として五月中には確實に返納せられたし返納が遅れると翌年度一般會計の歳入に組入れられ本會計の支出額が歳入となる關係上決算が出来ないことに特に注意願ひたい  
尙蛇足ながら若し臨時軍事費未整理の分あらば右同様是非今月中に完結せしめられたい

遊 歴 先 豫 算 令 達 官 署

参 考 通 牒 復 査 官 署 一 般

0782

無主第二八九號

「國又八都道府縣其ノ他他方公共團體支拂等規則」  
改正に關する件

昭和二十一年五月二十三日

第一復員經理局長

金融緊急措置令施行規則第七條の規定に依り國又は他方公共團體に對する公租公課等の支拂の爲小切手又は郵便爲替證書を以てする封鎖支拂に依る封鎖預金等の支拂が認められてその結果國又は地方公共團體が封鎖小切手又は封鎖郵便爲替證書を受入れる必要のある場合が生ずる譯であるが國庫金の受入に關する從來の規定との關係上法律的に何等疑問もあつたので今回之を明確にする爲別紙の通り「國又八都道府縣其ノ他他方公共團體支拂等規則」が改正されるから御了知願ひたい

追而

- (一) 一般に封鎖支拂の手段として小切手又は郵便爲替證書の外に封鎖支拂票其の他が用ひられてゐるが國又は公共團體の受入れ得るものとしては受入後種々の問題を生ずることを避ける爲小切手又は郵便爲替證書に限定されてゐるから御注意願ひたい
- (二) 本年二月二十三日附「經主發第九〇號金融緊急措置ニ伴フ支拂事務取扱方ニ關スル廻牒」の中「左記第一ノ一(4)」復員歸還者に對する支拂を次の様に改めて實施されたい
- (イ) 上陸地支局等に於て上陸當初支拂ふべき三百圓は現金支拂とすること
- (ロ) 地方世話部等に於て精算支拂を爲すべき分は五百圓迄は現金支拂とし五百圓を超ゆる分のみ封鎖支拂とすること

大藏省令第六十二號

國又は都道府縣其の他地方公共團體支拂等規則の一部を次のやうに改正する

昭和二十一年五月八日

大藏大臣子爵 澁澤 敬三

題名を「國又は都道府縣其の他地方公共團體受拂等規則」に改める  
第一條第一項の中に「左の各號の經費」とあるのを「左の各號の經費等」に改め同項第五號の中に「使途」とあるのを「支拂」に「經費」とあるのを「支拂」に「經費」とあるのを「經費等」に改める  
第二條の中に「經費」とあるのを「經費等」に改める  
第三條國又は都道府縣其の他地方公共團體の現金收納機關に於て歳入金若は返納金の納付者又は保管金若は供託金の提出者より金融緊急措置令施行規則第二條の規定に依る小切手又は郵便爲替證書を以て納付又は提出を受けたるときは之が受入を爲すことを得

第四條前條の規定に依る歳入金の受入に關しては大正五年法律第十號及之に基く命令の規定を準ず  
前條の規定に依る返納金、保管金又は供託金の受入に關しては前項に規定する法令の規定に準じ之が取扱を爲すことを得

附 則

この省令は公布の日からこれを施行する



整理課 第四科

本案ニ就キ至急御意見承リ度

(法務部 藤澤)

會 則(案)

一、本會ハ經理研究會ト稱ス

二、本會ハ第一復員局内ニ在リテ金融經理關係業務ニ擔ハル者ヲ以テ組織ス

三、本會ハ複雜ナル經理業務ヲ迅速且圓滑ニ處理シ能率約ニ事務ヲ遂行スル爲之等ノ關係事項ニ付研究ヲ行フヲ以テ目的トス

四、本會ニ左ノ役員ヲ置ク

- 會長 一名
- 幹事 三名

五、會長ハ第一復員局出納官吏トシ會務ヲ統理ス

六、幹事ハ會員中ヨリ互選シ會ノ庶務並會計ニ任ス

七、本會ハ別ニ顧問若干名ヲ置ク

八、役員ノ任期ハ三ヶ月トス但シ再任ヲ妨ケス

九、本會維持ノ爲會員ハ毎月五圓宛據出スルモノトス

十、據出金ノ費途ニ就テハ役員ニ一任ス、但シ役員ノ交代ニ際シテハ其  
ノ都度會計報告ヲ行フモノトス

十一、本會ハ目的達成ノ爲毎月一回、二回ノ會合ヲ行フヲ通例トス

十二、臨時ノ行幕ニ就テハ役員ノ合議ニ依リ之ヲ行フモノトス

十三、會則以外ノ事項ニシテ重要ナルモノニ就テハ其ノ都度會員ノ贊否

ニ依リ決定スルモノトス

附 則

本會則ハ昭和二十一年六月

日ヨリ實施ス

0786